

■議案第65号 平成29年度 四万十町教育委員会 スクールバス購入事業に係る売買契約の締結について

【要旨】

現在、窪川中学校の部活動用として使用しているスクールバスが老朽化したため、1台を買い替えるものです。

本議案は、バスの購入に当たり、指名競争入札により落札した事業者と売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契約件名	平成29年度 四万十町教育委員会 スクールバス購入事業
納入場所	四万十町香月が丘
契約金額	5,744,736円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 425,536円)
契約の相手方	住所 高知市知寄町3丁目220番地 氏名 高知日野自動車株式会社 代表取締役 筒井 洋介
購入備品	マイクロバス 1台 (ロングボディ29人乗りバス) ■排気量/4.0L ディーゼルターボ ■駆動/2WD ■装備/スライドドア、ナビゲーション (バックモニター付)、ETCユニット、ビニールレザーシート等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成18年四万十町条例第47号) 抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い (土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。